

歐州5カ国オタワ条約脱退の波紋



宮川 裕章

ウクライナ南部ヘルソン州プラブディネ村。2023年2月、住宅地に近い地雷原を、ウクライナ地雷除去部隊隊員の後ろに

ついて歩いた。信管のついた円盤状の対戦車地雷が5ドル^{メダル}先に見え、足がすくんだ。この村を一時、占拠したロシア軍は、退却時に大量の対戦車、対人地雷を仕掛けた。地雷除去部隊が時間をかけ、その一つ一つを慎重に爆破させていく。地道な作業が今も各地で続く。

地雷の中でも問題になるのが、民間人、特に子供が犠牲になることが多い対人地雷だ。NGO「地雷禁止国際キャンペーン」などの主導で対人地雷禁止条約（オタワ条約）が1997年に成立し、99年に発効した。条約は対人地雷の使用や貯蔵、生産、移譲などを禁止し、現在、164カ国・地域が加入する。条約発効後、対人地雷を使用、生産する国が激減し、死者数、負傷者数も大きく減少した。

だが25年、ロシアと接するバルト3国や、ポーランド、フィンランドがこの条約からの脱退を決め

た。急速に軍事力を拡大するロシアに対し、周辺国は兵員数や兵器の物量で対抗することが難しい。対人地雷を国境で使用し、露軍の侵攻速度を少しでも遅らせるのが、5カ国の狙いだ。

5カ国や米露中を含めたほぼ全ての主要国が署名する特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の議定書は、民間人の被害者が出ないよう、対人地雷の使用、生産などに厳しい条件をつけている。専門家は、露軍に侵入を許した時の非人道的状況を考慮すると、CCWが順守される限り、防衛用の対人地雷の使用は倫理的に認められると指摘する。

一方で、オタワ条約が築いてきた世界的な対人地雷廃絶への流れが、脱退で損なわれる懸念はぬぐえない。オタワ条約発効後、締約国以外の国による地雷の使用も減少し、被害者支援の動きが世界で広がった。ウクライナに侵攻し、さらに周辺国への脅威を拡大させるロシアの罪は、この意味でも重い。日本は97年のオタワ条約署名後、カンボジアなどで地雷除去で成果を上げ、NGOや民間企業による地雷除去支援も活発だ。この難局に屈さず、対人地雷廃絶に向けた世界的な機運を再び盛り上げられるかは、日本の取り組みにもかかっている。